

住宅用火災警報器が 大切な「命」「財産」を守ります！

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れによるものです。火災の早期発見に有効であるということから、法令によりすべての住宅に対して、設置が義務付けられました。

いつから義務化になるの？

大切な「命」「財産」「家族」を守るためにも、
一日も早い設置を！

- 新築住宅は平成 18 年6月1日から
 - 既存住宅は平成 23 年6月1日になるまでに
- 住宅用火災警報器の設置が必要です。

住宅用火災警報器とはどんなもの？

煙や熱を自動的に感知し、音や声により、火災の発生をいち早く知らせるための器具です。



〈煙式警報器〉

○煙式警報器
煙を感知して知らせるもので、寝室や階段等に設置します。



〈熱式警報器〉

○熱式警報器（定温式）
熱を感知して知らせるもので、煙式警報器の設置に適さない煙や蒸気の多い台所等への設置に向いています。

【規格】

住宅用火災警報器には法令により、構造、材質、性能等に一定の基準が設けられています。



国が定めた規格に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した住宅用火災警報器には、「NSマーク」が表示されています。「NSマーク」の付いたものを設置しましょう。

※ガス機器店、電器店、防災用品店、ホームセンター等で、1個 5,000 円～10,000 円前後で販売されています。

※煙式、熱式ともに「電池を使うもの」や「家庭用電源(AC100V)を使うもの」があります。

本当に役に立つの？

住宅用火災警報器の
奏功事例

〈事例1〉

一人暮らし高齢者が即席ラーメンを調理するため、鍋に水を入れてコンロにかけたまま寝てしまい、空だきとなったため警報器が作動。近所の人々が警報音に気づき 119 番通報を実施し消防隊が出場して大事に至りませんでした。

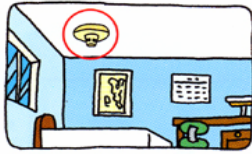
〈事例2〉

2階の部屋で就寝中、2階階段上に設置されていた警報器のベルの音に気づき、部屋を出ると1階からきな臭い匂いがしたため、1階へ下りて祖母の部屋を開けたところ、仏壇から炎が上がっているのを発見し、ただちに台所のバケツと炊飯器の釜を用いて消火し、大事に至りませんでした。

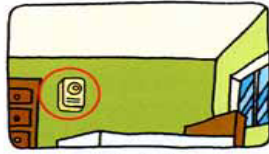
どこに付けるの？

住宅用火災警報器の設置が義務化された場所は、寝室、避難する階段、台所となっておりますが、大切な「命」「財産」を守るためにも、すべてのお部屋、階段等に取り付けましょう！

設置する主な場所



子供部屋(寝室)

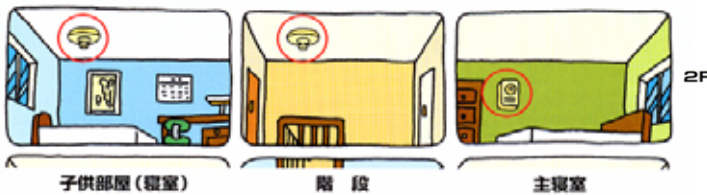


主寝室



④ 台所

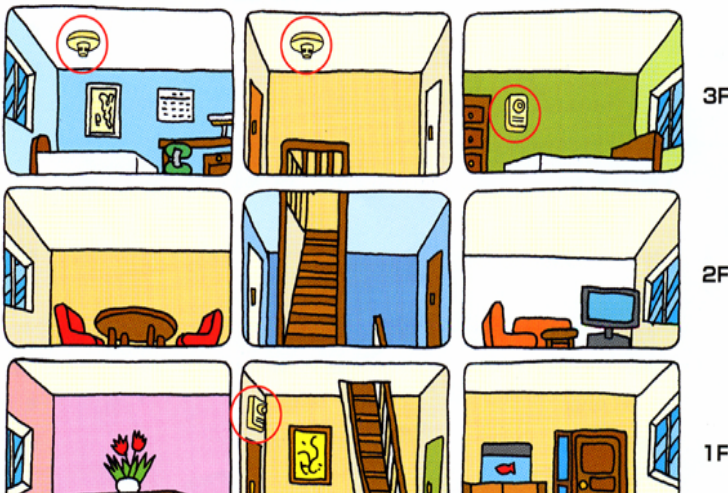
① 寝室 > すべての寝室に設置します。



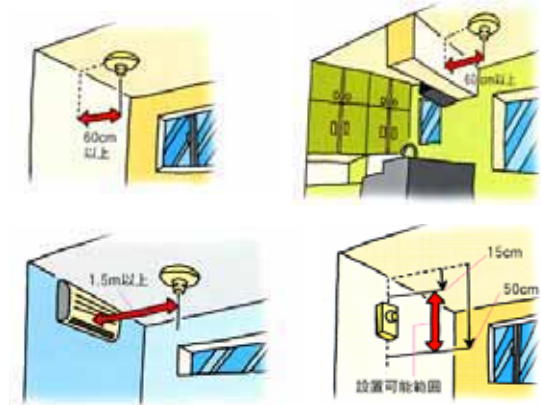
② 階段 > 寝室のある階から下におりる階段の天井又は壁に設置します。

「NSマーク」の付いたものを設置しましょう。

設置する位置



③ 3階建て以上の住宅 >



※その他、間取り毎の設置箇所及び住宅用火災警報器の詳細についてのお問い合わせは、お近くの消防署・消防出張所または下記の横浜市安全管理局予防部予防課までご連絡ください。

横浜市安全管理局予防部予防課

TEL 045-334-6606 FAX 045-334-6610



安全管理局・消防署では警報器の訪問販売を行うことはありません。粗悪品や悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。

住宅用火災警報器の訪問販売には、クーリング・オフ制度が適用されます。何か不審に思われたり、不安に感じたら、下記の消費生活相談窓口までお問い合わせ、ご相談ください。

横浜市消費生活総合センター TEL 045-845-6666 FAX 045-845-7720

消費生活相談は、毎日(祝日、年末年始12月29日~1月3日を除く)午前9時30分~午後4時まで受付けています。※正午~午後1時、土日は電話相談のみです。面接相談はセンターまたは18区役所で平日のみ行います。まず電話で予約して下さい。